

「業務規程施行規則」等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

- 1 . 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表 1
- 2 . 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表..... 2

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う 売買の停止は、次の各号に定めるところに よる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売 買の停止は、有価証券又はその発行者等 に関し、上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則により開示が必 <u>要とされる事実</u>に関する情報が生じている場 合において、本所が必要と認めた時から、 当該情報の真偽及び内容に関する発表等が 行われたことを本所が確認した後<u>30分</u> を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポ ストへの割当て事由に該当する場合又はそ のおそれがあると認める場合は、本所が取 引ポスト割当ての決定に関する発表を行っ た後<u>30分</u>を経過した時)までとする。た だし、当該銘柄を整理ポストに割り当てる こととした場合その他本所が停止の継続を 適当と認めた場合は、停止期間を延長す ることができる。</p> <p>(4) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月16日から施行す る。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第21条 規程第28条の規定により行う 売買の停止は、次の各号に定めるところに よる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 規程第28条第2号に掲げる場合の売 買の停止は、有価証券又はその発行者等 に関し、上場有価証券の発行者の会社情報 の適時開示等に関する規則第2条各項に掲 <u>げる事実</u>に関する情報が生じている場合にお いて、本所が必要と認めた時から、当該情 報の真偽及び内容に関する発表等が行われ たことを本所が確認した後<u>60分</u>を経過し た時(監理ポスト若しくは整理ポストへの 割当て事由に該当する場合又はそのおそれ があると認める場合は、本所が取引ポスト 割当ての決定に関する発表を行っ た後<u>60分</u>を経過した時)までとする。た だし、当該銘柄を整理ポストに割り当てる こととした場合その他本所が停止の継続を 適当と認めた場合は、停止期間を延長す ることができる。</p> <p>(4) (略)</p>

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程、
信用取引・貸借取引規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の停止)</p> <p>第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第23条第1号に掲げる場合の売買の停止は、受益証券又は委託会社に関し、受益証券特例第6条第1項の事実又は同条第2項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>30分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>30分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(2) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成16年2月16日から施行する。</p>	<p>(売買の停止)</p> <p>第23条 受益証券特例第23条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 受益証券特例第23条第1号に掲げる場合の売買の停止は、受益証券又は委託会社に関し、受益証券特例第6条第1項の事実又は同条第2項の事項に関する情報が生じている場合において、本所が必要と認めた時から、当該情報の真偽及び内容に関する発表等が行われたことを本所が確認した後<u>60分</u>を経過した時(監理ポスト若しくは整理ポストへの割当て事由に該当する場合又はそのおそれがあると認める場合は、本所が取引ポスト割当ての決定に関する発表を行った後<u>60分</u>を経過した時)までとする。ただし、当該銘柄を整理ポストに割り当てることとした場合その他本所が停止の継続を適当と認めた場合は、停止期間を延長することができる。</p> <p>(2) (略)</p>